

別紙1

県立しげのぶ特別支援学校にかかる機械警備に関する基準

1 警報装置

- (1) 警備対象に設置された警報装置は、発生した異常事態を乙の警備本部へ自動的に通報するシステムとし、NTTの専用回線を使用する。
- (2) 警報装置を監視項目は次のとおりとする。
 - ア 主表示装置
警備エリアは、6区画に分割し、各区画毎にON、OFFができるものとする。
 - イ 侵入警報機器
各設備及び熱線センサー等を使用するものとする。
 - ウ 警報を移報する機器を設置するものとする。
 - エ 機器の措置は、別添図面のとおりとする。
- (3) 警備対象に設置された警報装置の機能を維持するため、乙は適宜保守点検を行う。
- (4) 警備時間
警備対象が無人の状態となり甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

2 校舎への入退出方法

- (1) 校舎への入退出するための最終出入口はそれぞれに設け（施行図面のとおり）、オートロック（電気錠）方式とする。
- (2) オートロックの開錠・施錠は、機械警備のセット・解除操作と連動する。

3 鍵保管箱の設置

- (1) 各警備エリアの操作機の近くに、各警備エリアの警備セット/解除と連動となる鍵保管箱を設置する。
- (2) 鍵保管箱の設置場所は末尾添付の警報装置施行図面のとおりとする。

4 警備本部（基地局）

警報受信機を常時監視するとともに、警備員、警備車両と連携を密にし、警備対象に異常が発生したことを受信したときは、受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるよう警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。

5 警備車両

警備本部との連絡を保守し、警備本部の指示に基づき警備対象の異常事態に適確に対処し、警備目的を達成するものとする。

6 機械警備区分

機械警備区分は、次のとおりとする。

NO	区 画 名
1	本館
2	第1・第2教棟共用部
3	第3教棟
4	第4教棟
5	幼稚部教棟
6	高等部教棟